

## 【お知らせ】 R F T 公告

### 情報提供企業の募集

海上自衛隊では、艦上運用可能な「艦載型UAV」の導入に向けた検討を実施中であり、参考機材による所要の評価を計画しています。導入検討及び所要の評価を行うに当たり、下記のとおり、情報提供企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和5年8月9日

防衛省海上幕僚監部防衛部装備体系課長

### 記

#### 1 情報提供企業の募集の目的

海上自衛隊では、艦上運用可能な艦載型UAVの導入を検討しており、機材の機能・性能、コスト等に関する情報を収集し、導入に向けた検討に資することを目的としています。

#### 2 用語の定義

本募集における主な用語の定義は以下のとおり。

##### (1) 艦載型UAV

全通甲板を有さない護衛艦に搭載し、洋上の目標搜索及び艦艇間の物資輸送を行うため、艦上運用を念頭に設計されたUAV本体及び管制装置等の艦上機材一式のことをいう。

##### (2) UAV

Unmanned Aerial Vehicleの略。航空法2条1項に規定する航空機に該当する規模の無操縦者航空機のことをいう。

##### (3) CO-CO

Company Owned Company Operatedの略。財産としての所有及び運用を民が行う形態のことをいう。

##### (4) RFI

Request For Information（情報提供依頼書）の略。事業等を具現化するために必要な情報を得るために、企業に情報提供を依頼する文書のことをいう。

##### (5) 情報提供書

RFIに対する回答文書のことをいう。

### 3 情報提供企業の要件

艦載型UAVの運用に関する知見又は能力を有し、以下を提出できる企業とします。

- (1) 艦載型UAVに関する知見又は能力を有することを証明する資料（様式適宜）
- (2) 情報提供意思表明書（別紙第1）
- (3) 情報提供依頼書の保全に関する誓約書（別紙第2）

### 4 応募要領等

- (1) 情報提供する意思のある企業は、令和5年8月29日（火）17時までに、上記3の提出物を、下記5の担当窓口で電子メール又は持参により提出して下さい。  
なお、提出に先立ち、前日までにその旨を同担当窓口で電話でご連絡下さい。
- (2) 要件を満たすことが確認できた企業に対し、担当窓口からその旨を連絡し、RFIを手交します。
- (3) 手交されたRFIに関する質問は、担当窓口へのメール又は書面にて随時受け付けます。なお、企業間の情報格差が生じることを防ぐため、質問及び回答については、質問企業が特定されない形式でRFI手交後の全企業に提示し、説明会にて細部説明を行います。
- (4) RFIの回答期限（情報提供書の提出期限）は、令和5年10月31日（火）17時とします。

### 5 説明会

- (1) 日時  
令和5年8月30日（水）13時30分～14時30分
- (2) 場所  
防衛省A棟8階第1共用会議室
- (3) 参加人数  
1社あたり最大3名

### 6 担当窓口

担当窓口：海上幕僚監部防衛部装備体系課技術・研究班

担当者：1等海尉 磯野 将綱

住所：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

場所：防衛省A棟9階 装備体系課

電話番号：03-3268-3111（内線）51564

メールアドレス：isono\_masatsuna@ext.mso.mod.go.jp

### 7 情報保全等

別紙第2に示す誓約事項のほか、次のとおり。

- (1) RFI、質疑応答等において知り得た情報について  
ア 本RFIには防衛省の定める保護すべき情報が含まれるため、その取り扱いは貴

社が担当窓口に提出した「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」の規定に基づいて取り扱うものとします。

イ 本RFI、質疑応答又は説明会等において知り得た情報は、貴社が担当窓口に提出した「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」の規定に従い、直接関係のない部署及び第三者へ漏えいしてはなりません。

(2) RFIへの回答について

ア 情報提供書は、行政機関の保有する情報として扱い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）による開示請求があった場合は、海上自衛隊が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。

イ 情報提供書のうち、貴社が防衛省以外への開示制限を希望する情報については、情報提供時に具体的内容及び理由を明記（様式適宜）し、提出して下さい。なお、貴社が開示制限を希望する情報については、防衛省における本検討目的にのみ使用し、貴社の許可なく第三者へ開示することはありません。

8 その他

(1) 本RFIの実施が将来における事業の実施及び調達を約束するものではありません。

(2) 本RFIの回答が本事業の契約業者選定に影響を与えるものではありません。

(3) 貴社が提出した情報提供書については、返却しないものとします。

(4) 本RFIへの回答に要した費用は貴社の負担とします。

(5) 情報提供書を提出する前に辞退する旨を申し出る場合は、辞退書（様式適宜）を提出のうえ、本RFIの返却及びデータの消去を行うものとします。

(6) 本RFIで使用する日時は、日本時間（UTC+9）とします。

(7) 本RFIの回答及び質問において使用する言語は日本語とします。なお、固有名詞、略語等については、アルファベット表記も可能とします。

情報提供意思表示書

海上幕僚監部防衛部装備体系課長 殿

所在地  
会社名  
代表者名

当社は、海上自衛隊の「情報提供企業の募集」（令和5年8月9日）の記載内容を承諾の上、「艦載型UAV」に関する情報提供の意思を表明します。

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 担当者氏名（ふりがな）
- 4 所属部署
- 5 電話番号
- 6 FAX
- 7 電子メールアドレス

## 情報提供依頼書の保全に関する誓約書

当社は、情報提供依頼書（令和5年8月21日）によって開示される取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。以下「情報提供依頼書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、情報提供依頼書等の保全を確実にし、万が一、情報提供依頼書等の漏えいの事実があった場合には、情報提供依頼書等の取り扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により情報提供依頼書等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
- 2 当社は、情報提供書の提出期限までに情報提供依頼書等の全てを防衛省海上幕僚監部防衛部装備体系課長（以下「担当官」という。）に返却します。また、電子メールで受領した情報提供依頼書等の全てを確実に消去します。
- 3 当社は、情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある当社従業員のみ情報提供依頼書等を供覧します。
- 4 本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に情報提供依頼書等を供覧することとします。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により情報提供依頼書等が漏えいした場合であっても、当社は情報提供依頼書等の取り扱い上の責任を免れることはありません。
- 5 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて情報提供依頼書等を供覧しません。
- 6 当社は、情報提供依頼書等の電子計算機情報への加工を行いません。また、原則として、情報提供依頼書等の複製は行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録簿と共に担当官に提出します。

- 7 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は情報提供依頼書等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせ、又は近づけません。
- 8 当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 9 当社は、本作業により情報提供依頼書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛省が必要性を認めたとき、当社は情報提供依頼書の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は、情報提供依頼書等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに担当官へ報告します。

令和 年 月 日

海上幕僚監部防衛部装備体系課長 殿

企 業 名  
所 在 地  
代表者氏名

## 「艦載型UAV」に関する説明会参加申込書

令和 年 月 日

海上幕僚監部防衛部装備体系課長 殿

所在地  
会社名  
代表者名

当社は、海上自衛隊の「情報提供企業の募集」（令和5年8月9日）の情報提供を目的とし、説明会への参加を申し込みます。

番号	所属・職名	氏名（ふりがな）